

正面玄関自動扉開閉装置更新に関する仕様書

1. 件名 西成区社会福祉協議会別館 正面玄関自動扉開閉装置更新業務
2. 履行場所 大阪市西成区松3丁目1-16
大阪市西成区社会福祉協議会西成区在宅サービスセンター別館（以下、本会と称す）
3. 工事予定日 令和4年3月31日（木）まで
作業日は、午前9時～午後5時30分の範囲内で落札後に受注者と協議の上決定する
4. 参加資格 以下のすべてを満たすこと
 - (1) 大阪市入札参加資格有資格者名簿（工事）に登録されていること。
もしくは、本会と従前より取引実績を有し本会管理建物の建築工事を施工した実績のある者。
 - (2) 建設業法による営業停止期間中でないこと
 - (3) 大阪市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと
 - (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと
 - (5) 租税に滞納がないこと
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生法手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く）でないこと
 - (7) 大阪市暴力団排除条令に規定する暴力団員および暴力団と密接な関係を有するものでないこと
5. 対象機器
 - ・既存自動扉 ナブコドア株式会社製 型式DS21
 - ・更新自動扉型式V-85-F 引分
 - ・工事内容

【正面玄関外側】

 - ① VS-85 ドアエンジン装置
 - ② VS-A85 コントローラGP
 - ③ VS-FS 部品セット
 - ④ VS-FD 部品セット
 - ⑤ VS-55 マルRS ドアハンガCP

- ⑥ VS-F レールベースAL L=2000
- ⑦ 1208M タイミングベルト L=6072
- ⑧ NP01 光電センサー ヘッドセット
- ⑨ システムコネクタセット
- ⑩ NS-A01 N Search (カバー込)
- ⑪ 上記部品交換に付帯する工事調整一式

【正面玄関内側】

- ① VS-85 ドアエンジン装置
- ② VS-A85 コントローラGP
- ③ VS-FS 部品セット
- ④ VS-FD 部品セット
- ⑤ VS-55 マルRS ドアハンガCP
- ⑥ VS-F レールベースAL L=2000
- ⑦ 1208M タイミングベルト L=6072
- ⑧ NP01 光電センサー ヘッドセット
- ⑨ システムコネクタセット
- ⑩ NS-A01 N Search (カバー込)
- ⑪ 上記部品交換に付帯する工事調整一式

6. 現地調査日

事前に希望する場合は希望日程を本会担当者までご連絡ください

7. 業務の概要等

- (1) 作業に必要な部材については、受注者の責任で手配すること。また、その手配に必要な経費や交通費等は受注者にて負担すること
- (2) 作業に必要な申請手続きがある場合は、受注者が行うこと
- (3) 作業の安全管理は、受注者の責任で行い、本会はその責を負わない。受注者は作業の安全に関する責任者を選定し、関係法令に従って安全管理を行うこと
- (4) 作業を行う際には、資材等の搬出入の対象となる出入口、玄関、廊下、通路、エレベーターホール、エレベーター籠内、作業床、その他の出隅等破損の恐れがある場所、什器については養生を行うものとする。養生に使用する資材、養生の範囲等の仕様については、本会の管理担当責任者と十分協議し、了解を得ること
- (5) 工事施工に伴う発生物の収集、運搬、処分については本工事に含まれる。「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等に基づき適切に搬送処分し、不法投棄等で第三者に損害を与えるような行為のないように、また産業廃棄物報告書（マニフェストの写し）等を提出すること

- (6) 万一作業中に本会の所有物または共有部分に破損を生じた際には、速やかに本会の管理担当責任者に報告のうえ、受注者の責任で原状回復を行うこと
- (7) すべての作業が終了するまでの間、進捗状況に応じて片づけ及び清掃を行うこと
- (8) 受注者は作業完了に関する内容（実施日、実施者名簿、機器名ならびに施行写真、産業廃棄物管理票）を書面により提出すること

8. その他

(1) 導入する施設の既存設備・図面等

本会に備える図面等を参考とし、図面と相違があった場合は現況を優先する
なお、本会は図面と相違があっても何ら責任を負わない

(2) 設備導入工事には、既存設備の取り外し・撤去・廃棄・配線接続等の既存設備の加工作業、部品交換取り付け調整作業の一切を含むものとする。

その他設備導入工事の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項は、民間（七会）
連合協定工事請負工事契約約款の内容によるものとする

(3) 感染症対策

新型コロナウイルス等に対しての各種感染症予防対策を徹底すること。
また、感染が疑われる場合はただちに本会へ報告のうえ指示を仰ぐこと